

学長選違法性ただすのは義務

す。

大学が国立大学法人化な

2/12

山下 威士64 大学教授

は理解できませんが、それ

どの多くの改革にもかかわ

(新潟市)

以上に「学内の権力闘争」

らず、「自由で創造性あふ

学長選考過程の違法性を

という表現は全く当たりま

れた教育と研究」の場であ

理由とする私どもの提訴に

せん。

ることには、今も昔もいさ

ついで、七日付の「私の視

学長の辞任を求めて署名

さかも変わりありません。

点」でご批判をいただきま

をした教員には、学長の支

そのような場を確保する条

した。公開の法廷に持ち出

持者も、対立候補の支持者

件は「風通しのよい組織で

すことが「大学のイメージ

も、どちらでもない者もた

あること」であり、そのよ

ダウンになる」という表現

くさん含まれ、現在では全

うな組織であるための基礎

も、法治国家の国民として

教員の三分の一を軽く超え

は、何よりも「民主性と透

ています。私どもはご指摘

明性が確保されること」で

のような「長谷川学長が学

す。今回の学長選考過程で

長にふさわしいか」とか、

は、この双方が無視されま

これまでの実績など全く問

した。それをあらゆる手段

題にしております。ただ

を通じて訂正することは、

学長選考過程における手

大学において教育と研究の

続きの違法性と説明責任

責任を持つものとして、そ

(透明性の確保)放棄の違

れこそ私どもの「義務」で

法性を問題としているので

あるとすら考えます。